

規制シート(様式)

(別紙1)

190195101850003

平成28年2月16日

規制の名称	自動車の封印制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条、第28条の3、 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第8条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	国土交通省自動車局自動車情報課長 益田 浩
規制目的	封印の取付けにより、自動車登録番号標の不正な取り外しを防止し、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係を確保する必要があるため。		
規制内容の概要	登録自動車は、道路運送車両法(以下「法」という。)第4条の規定に基づき、自動車登録ファイルに登録を受けることにより自動車の所有権の公証を行っており、登録されている旨を明らかにするため、法第11条の規定に基づき、自動車登録番号標を自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければならないとされています。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	封印の取付けにより、自動車登録番号標の不正な取り外しが防止され、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係が確保されるのであり、ご提案のように封印を廃止すると両者の真正な関係を確保できなくなるため、ご提案の内容に対応することは困難と考えます。 なお、封印の取付けは、法第28条の3第1項の規定により、道路運送車両法施行規則第13条に定める封印の取付けを行うことが登録自動車の所有者の利便を増進するものであること等の要件を備える者に委託をすることができるとしており、運輸支局や出張封印場のみならず委託を受けた自動車ディーラー等の事業場においても封印の取付けを行うことで、運輸支局や出張封印場に車を移動しなくとも封印の取付けを受けることを可能とし、ユーザーの負担が過度なものとならないように配慮しています。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

190195101850001

平成28年2月15日

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—